

吉田松陰  
護送一件



杉百合之助育吉田寅次郎公儀御吟味有之江戸連出一件

# 目次

目次	1
解説	2
「杉百合之助育吉田寅次郎公儀御吟味筋有之江戸連出一件」 収蔵文書一覽	4
凡例	6
杉百合之助育吉田寅次郎公儀御吟味筋有之江戸連出一件	7



## 解説

「杉百合之助育吉田寅次郎公儀御吟味筋有之江戸連出一件」(毛利家文庫35賞罰59)は、安政の大獄に伴う吉田松陰の江戸送致、いわゆる「松陰東送」に関する萩藩の一件記録である。平成27年度古文書実践講座第1班は、これをテキストとしすべてを解説した。以下、この記録と時代状況について簡単に述べる。

**松陰東送** 安政二年(一八五五)十二月、萩藩から野山獄出獄を認められた松陰は、以後、松下村塾の実質的主宰として教育に力を尽くしたが、同五年六月、幕府が勅許無く日米修好通商条約を締結すると幕府への批判を強め、老中間部詮勝襲撃を計画するなど過激化していく。これを危惧した藩は、彼を再び野山獄へ入れるが、翌六年四月十九日、尊攘派への弾圧を強める幕府(大老井伊直弼)が萩藩に松陰の江戸送致を命じた。江戸で取り調べるためである。これを受け藩はすぐに準備を開始し、五月二十五日、三〇数名に及ぶ護送人、藩医尾崎良度とともに、松陰を萩から江戸へ送り出した。六月二十五日、一行は江戸桜田藩邸に着く。七月九日、松陰は幕府評定所で吟味を受け、その後は伝馬町の獄舎へ繋がれたが、十月二十七日、死罪判決を受けて処刑され、三十年の生涯を閉じた。

**本記録の内容** 「杉百合之助育吉田寅次郎公儀御吟味筋有之江戸連出一件」は、「松陰東送」に係る藩の対応を跡づける文書が収録され

る。具体的には、藩重役である当役と当職、江戸と国元の実務役人、国元役人と京都留守居役などの間でやりとりされた書状を中心に、送致担当の役人配置、彼らへの褒賞、費用支出・物品貸与に関する事務文書などが書き写される。幕府から松陰送致を命じられた藩が、いかに問題無く「囚人」松陰を江戸へ送り届けようとしていたのか、その対応ぶりを物語る内容である。一件終了後、のちの参考とするため藩がまとめたと考えられる。

収録文書のうち最も早いものは、安政六年四月二十一日、江戸御用所中が国元の当職手元役前田孫右衛門へ宛てた書状である(No.83。No.は今回便宜的に付したものの)。江戸町奉行から呼出され、松陰の江戸送致を命じられたこと、詳しいことは帰国する長井雅楽、小倉源五右衛門から聞いて欲しいこと、このことで国元での議論沸騰が懸念されるので事態沈静化が大切であること、江戸での吟味となれば、松陰は「兼而之氣質故」、「激論」を述べると思われるが、まったく藩とは関わりないこと(御国政ニ関係仕居候事柄ニハ無之)など、当時の藩の姿勢がよくわかる内容である。松陰呼出に関する幕府の正式な通達はNo.2にある。

一方、最も遅いものは、十月二十九日、江戸御用所中が国元当職所中に宛てた書状と、それに対する十二月十七日付けの当職所中の返書である。前者は松陰処刑を伝えるもの、後者は、それを了解し

当職浦や若殿様(定広)の耳にも入れたことを伝える内容である。

収録文書で興味深いものをいくつかあげれば、

- ① 藩から護送担当役人に対する道中での注意指示 (No. 7)
- ② 護送一行に藩医尾崎良度を同行させたことを示す文書 (No. 17・18)
- ③ 松陰の人相書 (No. 22)
- ④ 提灯、手錠など護送一行が必要とした物品の書き上げ (No. 39)
- ⑤ 江戸まで無事に着いたことを伝える担当役人の書状 (No. 71等)
- ⑥ 幕府吟味の様子を国元に伝える江戸藩邸役人の書状 (No. 69等) などがある。

このうち③は、松陰護送一行が東海道の今切・箱根両関所を通行する際必要となる通行手形を取得するため、当職所役人が京都留守居役へ送った書類のひとつである。この人相書は、松陰の特徴として、わざわざ「痘之跡有之」と記す。松陰の顔には痘瘡跡が目立っていたというが(海原徹・幸子『エピソードでつづる吉田松陰』、そのことはこの文書からも裏付けられる。

本記録収録文書は、後掲『杉百合之助育吉田寅次郎公儀御吟味筋有之江戸連出一件』収録文書一覽にまとめた。基本的に時系列に従い文書が書き写されているが、No. 83～85のように一部月日が前後するケースもある(写し漏れを後から追加したのである)。また、当時の藩庁内のルールとして、書状の返事はその裏面が使われた。

本記録では、表面の書状、裏面の返書の順で書き写しているので(例えば「御面書之趣……」とあるのが返事部分)、全体としてみると時系列が前後する場合もあり注意が必要である。

**参考** 「松陰東送」に関する藩の文書をまとめた記録には、これ以外に「吉田寅次郎御吟味有之江戸御呼登一件」全三冊(毛利家文庫・35賞罰57)がある。「杉百合之助育吉田寅次郎公儀御吟味筋有之江戸連出一件」未収録の文書も多数あり、あわせて参照すべきである。

なお、「杉百合之助育吉田寅次郎公儀御吟味筋有之江戸連出一件」および右の「吉田寅次郎御吟味有之江戸御呼登一件」収録文書の一部は、岩波書店版『吉田松陰全集』(昭和11年完結 第九巻で「関係公文書類」(351頁)の「九、東送関係文書」に翻刻紹介されている。『吉田松陰全集』第九巻収録文書については、『杉百合之助育吉田寅次郎公儀御吟味筋有之江戸連出一件』収録文書一覽に印を付けて示しておいた。

**平成27年度古文書実践講座1班 受講生**

長光未来・中村省一・山本公吉・和田 稔・石田 孝・斎藤美穂子・山中トシ子

(サポート) 山崎一郎・和田秀作・吉積久年(山口県文書館)

表 「杉百合之助育吉田寅次郎公儀御吟味筋有之江戸連出一件」収録文書一覧

No.	月日	文書名	差出・宛	備考	頁	全集掲載
1	4月22日	当役益田弾正書状(吉田寅次郎御吟味呼出の件)	→当職浦鞆負		1	○
2	4月	幕府五手掛達(吉田寅次郎吟味呼出の件)	→松平大膳大夫留守居	1の添書	1~2	○
3	5月24日	当職浦鞆負返書	→益田弾正	1の裏書	2	○
4	4月21日	御用所中連署書状(今切・箱根両御関所御手判の件)	→当職所中		2~3	
5	5月24日	当職所中返書	→御用所中	4の裏書	3	
6	4月25日	当役・江戸加判連署書状(寅次郎江戸護送付添人の件)	→国元加判衆		3~5	○
7		覚(寅次郎江戸護送諸沙汰の件)	(→梶山文右衛門)	6の添書	5~6	○
8	5月24日	国元加判衆返書	→当役・江戸加判	6の裏書	6~7	
9	4月24日	御用所中連署書状(寅次郎江戸護送の件)	→当職所中		7~8	○
10	5月24日	当職所中返書	→御用所中	9の裏書	8	○
11	4月25日	当役益田弾正書状(杉百合之助・梅太郎処分の件)	→当職浦鞆負		9	○
12	4月28日	御用所中連署書状(河野尚人帰国の件)	→当職所中		9~10	
13	5月24日	当職所中返書	→御用所中	12の裏書	10	
14	5月24日	国元加判衆連署書状(寅次郎江戸護送の件)	→当役・江戸加判		10	
15	6月27日	当役・江戸加判返書	→国元加判衆	14の裏書	10	
16		吉田寅次郎江戸護送付添人付立		14の添書	10~11	
17	5月24日	当職所連署書状(寅次郎護送一行萩出立および医師尾崎良度の件)	→御用所中		11	
18	5月23日	御意書(医師尾崎良度、江戸付添の事)	→御医師尾崎良度		11	
19	5月17日	当職浦鞆負書状(寅次郎江戸護送の件)	→京都留守居役福原与三兵衛		12	
20	5月	当職所連署書状(寅次郎江戸護送の件)	→京都留守居役福原与三兵衛		12~13	
21	5月27日	京都留守居福原与三兵衛返書	→当職所中	20の裏書	13	
22		吉田寅次郎人相書			13	
23	5月20日	当職所連署書状(寅次郎護送一行国元出立の件)	→御用所中		14	
24	5月	中間頭中島九郎兵衛問ヶ条肩書物(寅次郎江戸護送処置の件)			14~15	
25	5月23日	吉田寅次郎江戸護送付添人付立	→遠近方		16	○
26	5月23日	覚(寅次郎江戸護送用心金)	→蔵元兩人役		16~17	
27	5月23日	吉田寅次郎江戸護送付添人付立	→遠近方		17	
28	5月24日	覚(尾崎良度江戸差登せの件)	→遠近方		17~18	
29	5月23日	覚(寅次郎江戸護送人夫賃銀等の事)	→蔵元兩人役・遠近方		18	
30	5月24日	覚(尾崎良度付添薬箱持夫の事)	→蔵元兩人役		18	
31	5月24日	覚(御用挾箱持夫の事)	守永作之允→		18	
32	5月23日	覚(用心金の事)	→蔵元兩人役		19	
33	5月23日	覚(用心金の事)	当職手元役→福原荒助		19	
34	5月23日	覚(江戸差登御用につき甚七事)	河野尚人→		19	
35	5月23日	覚(江戸差登御用につき人夫・通馬の事)	河野尚人→		19	
36	5月21日	覚(江戸差登御用につき人夫・通馬の事)			19~20	
37	5月21日	覚(江戸差登御用につき入用紙の事)			20	
38	5月23日	覚(江戸差登御用につき諸道具貸渡しの事)	中間頭中島九郎兵衛→		20	
39	5月	覚(江戸差登御用につき諸道具貸渡しの事)	中間頭中島九郎兵衛→		20~21	
40	5月23日	覚(江戸差登御用につき夜食代等の事)	中間頭中島九郎兵衛→		21	
41	5月23日	覚(江戸差登御用につき囚人守護人足の事)	中間頭中島九郎兵衛→		22	
42	5月	覚(江戸差登御用につき弓張提灯借用の事)			22	
43	5月	覚(江戸差登御用につき羽織等借用の事)			22	
44	5月	覚(江戸差登御用につき羽織等借用の事)			22	
45	5月	覚(江戸差登御用につき羽織等借用の事)			22~23	
46	5月	覚(江戸差登御用につき合羽借用の事)			23	
47	5月24日	覚(番人夜食代の事)	→遠近方		23	

No.	月日	文書名	差出・宛	備考	頁	全集掲載
48	6月13日	当職所連署書状(寅次郎江戸護送関所手形の件)	→御用所中		23~24	
49	7月9日	御用所中返書	→当職所中	48の裏書	24	
50	5月28日	京都留守居役福原与三兵衛書状(寅次郎江戸護送関所手形の件)	→当職所中		24	
51		福原与三兵衛演説書案(関所手形の件)		50の添書	25	
52		松平大膳大夫書状案(関所手形の件)		50の添書	25	
53		福原与三兵衛届書(関所手形の件)	→酒井若狭守	50の添書	25	○
54	6月13日	当職所連署書状(金払方役人守永作之允差上せの件)	→御用所中		25~26	
55	7月19日	御用所中返書	→当職所中	54の裏書	26	
56	6月11日	河野尚人書状(江戸道中無事の件)	→当職所中		26	○
57	6月11日	中間頭中島九郎兵衛書状(江戸道中無事の件)	→当職所中		26~27	
58	6月13日	当職所連署書状(福川屋之助・杉百合之助儀につき)	→御用所中		27	○
59	5月	覚(御用紙渡方の件伺)	守永作之允→		27~28	
60	5月	覚(挾箱他渡方の件伺)	守永作之允→		28	
61	5月	覚(手子小使江戸差登せの件伺)			28	
62	5月	守永作之允問ヶ条(寅次郎江戸護送につき伺)			28~29	
63	6月27日	御用所中連署書状(寅次郎江戸到着につき)	→当職所中		29~30	
64	7月29日	当職所中返書	→御用所中	63の裏書	30	
65		御意書(江戸付添人の件)		18通	30~34	
66	6月27日	河野尚人書状(寅次郎江戸到着につき)	→当職所中		35	
67	7月12日	当役益田弾正書状(寅次郎吟味の様子につき)	→国元加判衆		35~36	
68	8月	国元加判衆連署返書	→当役益田弾正	67の裏書	36	
69	7月9日	御用所中連署書状(寅次郎吟味の様子につき)	→当職所中		36~37	
70	8月18日	当職所中連署返書	→御用所中	69の裏書	37	
71	6月23日	御用所中連署書状(寅次郎江戸到着につき)	→当職所中		37~38	
72	7月23日	当職所中連署返書	→御用所中	71の裏書	38	
73	7月12日	御用所中連署書状(寅次郎吟味の様子につき)	→当職所中		38~39	
74	8月11日	当職所中連署返書	→御用所中	73の裏書	39	
75	7月9日	御用所中連署書状(寅次郎護送付添人江戸滞留の件)	→当職手元役前田孫右衛門		39	
76	8月11日	当職手元役返書	→御用所中	75の裏書	39	
77		吉田寅次郎差添人褒賞下賜状	→中島九郎兵衛ほか		39~40	
78		吉田寅次郎差添人褒賞下賜状	→直横目ほか		40	
79	7月12日	御用所中連署御用状(吉田寅次郎添人帰国の件)	→当職手元役前田孫右衛門		40	
80	8月11日	当職手元役前田孫右衛門返書	→御用所中	79の裏書	40	
81	8月	覚(吉田寅次郎江戸護送の節、薬数の件)	尾崎良度→		40~41	
82		覚(吉田寅次郎江戸付添人への貸銀伺)			41	
83	4月21日	御用所中連署書状(寅次郎江戸呼出、ならびに国元様子懸念の事)	→当職手元役前田孫右衛門		42	○
84	5月24日	当職手元役前田孫右衛門返書	→御用所中	83の裏書	42~43	○
85	4月25日	内藤万里助追啓(寅次郎呼出の件)	→前田孫右衛門	83の裏書	43	
86	5月24日	前田孫右衛門返書	→内藤万里助	85の裏書	43	
87	10月29日	御用所中連署書状(寅次郎処刑につき)	→当職所中		43~44	○
88	12月17日	当職所中返書	→御用所中	87の裏書	44	

注1: 「No.」は便宜的に付したのもの。

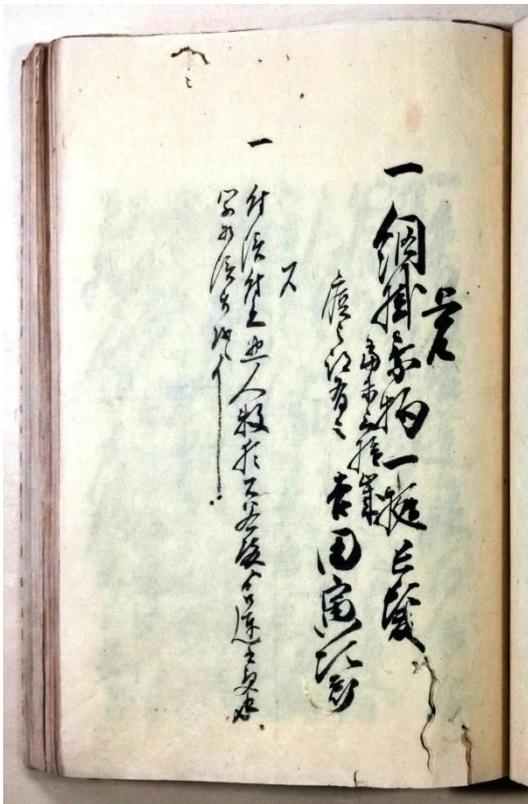
注2: 「差出・宛」欄は、文書の作成者および宛先を示した。文書にみえる当職所・御用所等の役人名は記さず、役職名で代表させた。

注3: 「全集掲載」欄には、『吉田松陰全集』第9巻に掲載されているものに○印を付けた。

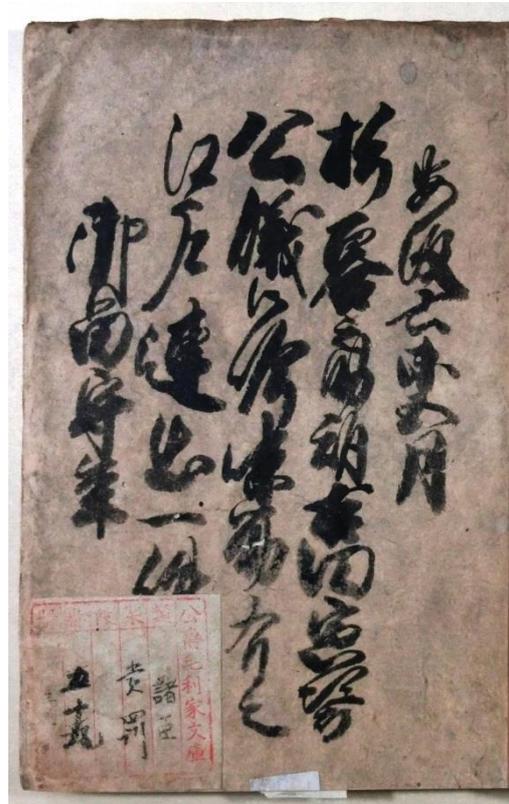
注4: 注書状の表裏、添付文書などお互いに関連が深く、まとまりをもつと考えられる文書ごとに太線で区切りを入れた。

凡例

- 一、当史料は、平成27年度、山口県文書館古文書実践講座第1班が解読したものである。
- 一、漢字は、原則として常用漢字を使用した。
- 一、変体仮名及び慣用的合字は、「江」(え)、「而」(て)、「者」(は)を除いて、原則として平仮名に改めた。
- 一、適宜、読点および並列点を付した。
- 一、抹消部分は、原則として訂正部分をそのまま本文とした。
- 一、改行や割注は原則として原本のままとしたが、意味をとりやすくするため、改めた場合もある。
- 一、説明として加えた傍注は、( ) で示した。
- 一、本文右上に小活字( ) 書きで付した数字は、講座で用いたテキストの頁数を示している。頁の区切りには破線を入れた。



吉田寅次郎人相書 (No.22)



表紙

杉百合之助育吉田寅次郎公儀御吟味筋有之江戸連出一件

①  
表紙

(一八五九)  
安政六未五月  
杉百合之助育吉田寅次郎  
公儀御吟味筋有之  
江戸連出一件  
御留守年

②

①  
四月二十二日  
当役(吉田寅次郎)御吟味出の性

一筆令啓達候、過ル十九日町御奉行石谷因幡守殿江一人依御呼出、公儀所本<sup>(本締役)</sup>役河野尚人罷出候処、杉百合之助育吉田寅次郎事御吟味之筋有之、爰元連出

被仰付候段別紙写之通御達有之、

扱々苦々敷事二御座候、依之早速

連出可被仰付儀二付、其御取調相成候様

ニと存候、右之趣書中難申尽儀も

有之、折柄小倉源五右衛門休息として

③

御国三差下候付、右御内用被仰付、道中惣陸廿日ニして被差下、委細源五右衛門<sup>(小倉)</sup>江申含候間御承知相成、諸事無抜

目様御取計申も疎二候、尤守護人并道中諸<sup>ベリ</sup>等之儀其御向江及

問合置候趣も有之ニ付、委細之儀ハ

追而飛脚を以可得御意候、恐惶謹言

四月廿一日 益<sup>(当役益田親施)</sup> 弾正

尚々本文之趣ニ付而者寅次郎

党類も諸所ニ有之、万一不慮之儀致出来

候而者御大事ニも可立至候儀ニ付、諸事嚴

密之儀者不能申候、於爰元も追而発揚

いたし候迄ハ成丈ケ極密之心得を以及

取計候間、於其元も其御心得可然儀ニ

存候、以上

浦<sup>(益職浦元襄)</sup> 駈負様

④

幕府寺社奉行  
松平伯耆守  
(大目付)  
久貝因幡守  
(勸定奉行)  
池田播磨守  
(江戸町奉行)  
石谷因幡守  
(目付)  
松平久之丞

付紙ニ(秋藩主毛利敬親)  
松平大膳大夫殿  
留守居

②  
四月  
幕府寺社奉行(吉田寅次郎)御吟味呼出の件  
\*1の添書

去寅年父百合之助江引渡  
在所おゝて蟄居被仰付候  
吉田虎次郎以下同

右之もの吟味筋有之候間、道中

不取逃様手当いたし、早々呼出、江

戸着次第因幡守方江可被申聞候、

右者松平(幕府老中)和泉守殿江伺之上申達

候条、可被得其意候、以上

未四月

下付紙二

本書之通御達相成候得共、去寅年

御引渡之節之肩書と者致相違居二付、

公儀所本々役を以致問合候処、取調半途

御問合之趣御尤之儀二付、寅年御引渡之

節之趣を以、肩書御調御請書被差出

可然由二付、左之通肩書相調御届相済候、

去寅年父杉百合之助江  
御引渡在所おゝて蟄居  
被仰付候

浪人

吉田寅次郎

〔3〕  
五月二十四日  
当職浦敷負  
返書  
\*1の裏書

御面書之通別紙旁委曲致

承知候、扱々不容易(儀)義苦々敷事二

御座候、源五右衛門儀、過ル十五日帰着

被仰合候趣、是又致承知候、委細

之儀者別紙達書を以得御意候付

不能詳候、以上

五月廿四日 浦 敷負

尚々御端書之趣致承知、被仰

越之通成丈極密之心得を以致取計

二而可有御座候、以上

益 弾正様 封

○

一筆致啓達候、此度吉田寅次郎

事御吟味筋有之、早々爰元被差

登候様町御奉行石谷因幡守殿より

御達之趣二付、委細弾正殿より(当職浦)敷負殿

江被仰越候間可被成御承知と存候、然処

今切・箱根御関所御手判入可申、寛政

七年浦浦庄屋其外町御奉行所二而

御尋之儀有之、呼登せ候様との御事二而、

板乗物網掛リニシテ被差登候処、両御関

所御手判之儀其御地より大坂被仰越、

〔4〕  
四月二十一日  
御用所中連署  
書状全切・箱  
根高御関所御  
手判の件

⑧ 於彼地

御城代之方承合相調候様御控相

見二付、爰元より大坂江申越置可然筋

二も相見候得者、虎次郎呼登之趣

前以手広二相成二而ハいか、敷儀二付、

差控申候付、右寛政度之趣得と

御詮儀被成、御都合能御取計可被成候

恐惶謹言

四月廿一日

(当役・江加) 藤井庄兵衛

(兼重) 兼重義藏

(当役) 周布政之助

(当役) 内藤万里助

(当役) 井上与四郎

(当職) 前田孫右衛門様

(当職) 渡辺伊兵衛様

(当職) 中村道太郎様

封

⑨ 五月二十四日  
当職所申返書  
\*4の裏書

御面書之趣致承知、今切・箱根

両御関所御手判之儀二付而ハ、委曲

別紙を以て御答候付不能詳候、以上

五月廿四日

(当役) 五人様 封

(当職) 三人

○

⑩ 四月二十五日  
当役・江加  
判連署書状  
寅次郎江戶  
護送付添人の  
性

⑩

一筆令啓達候、過ル十九日町御奉行

石谷因幡守殿江一人御呼出二付、公

儀所本ノ役河野尚人罷出候処、

杉百合之助育吉田寅次郎事御

吟味筋有之、爰元連出被仰付

候段御達有之、翌廿日請書被差

出委細別紙写之通御座候、依之

寅次郎事早々連出被仰付候付、

道中ノ方之儀町御奉行所江

⑪

聞合せ相成候処、寅次郎事去ル

寅年百合之助江御引渡被仰付、御

国被差下候節御問出之趣も有之候付、

此度改而御問出二者及不申、諸事

寅年之通被仰付可然、尤旅中二

おゐて万一逃走候敷、又者不

慮之儀有之候而者不容易御

大事二付、精々被人御念候様と之

御事二御座候由、右二付付添人数

之儀、寅年之振合を以左之通可被

仰付候

河野尚人

右杉百合之助育吉田寅次郎事、  
於

公儀御吟味筋有之候間、道中

不取逃様早々江戸表江連出被

仰付候付、道中被差添候条、諸事

べり克取計候様被仰付候事

(12)

御中聞頭

一人

右同断二付、道中守護トシテ

被差登候付、べり方無油断様可

遂其節候事

御徒士目付

一人

右同断二付、道中被差添候条、

諸事念を入候様被仰付候事

御徒士二十人之間

金払方トシテ

一人

右同断二付、道中被差添候事

一寅年之例見合候而、別紙御書付

一通相調差越候条、付添之面々江

可被成御下渡候、右之外御校了を以

何分べり能様可被成御沙汰候

一右之趣御沙汰相成、旅行用意相

(13)

調候ハ、百合之助江御蔵元兩人を以左

之通可被仰渡候

杉百合之助

右其方育吉田寅次郎事、去ル

寅年御答之趣有之、

公儀より其方江御引渡相成蟄居

被仰付置候処、此度於

公儀御吟味筋有之ニ付、江戸表江

早々連出相成候様ニト、町御奉行所より

御達有之ニ付、寅次郎事江戸

被差登候条、右身柄今晚中守護之

面々江引渡可申候事

右之通御沙汰相成、寅次郎身柄

守護之面々請取候ハ、即刻致出足

道中別而念を入罷登候様可被成

御沙汰候、恐惶謹言

四月廿五日

(金役益田)  
益 弾正  
(江戸加判毛利元憲)  
毛 出雲

(14)

尚々河野尚人事御用有之、為

帰役早々出足、道中惣陸廿日にして

御国被差下候段、令沙汰候付、西三日

之中可令出足候間、帰着之上前段御

沙汰可被成候、尚此後之様子も有之候ハ、

尚人帰便を以可得御意、以上

(国元加判毛利元統・二門右田)(毛利親彦・二門阿川)

毛 筑前様

毛 伊勢様

毛 隠岐様

浦 靱負様

益 伊豆様

○

覚

一杉百合之助育吉田寅次郎事

御吟味之筋有之、道中不取遁様

致手当運出被仰付候段

公儀より被仰出候付、此度道中被

付登候面々万事申談無緩せ

可有心遣候事

但、乗物ハ錠前付網掛り

腰繩を可付候、尤趣ニ寄候而者

手鎖付ニ可致候事

(16)

一髪ハ結せ可申、尤缺ハ為遣間敷

候事

一爪ハ取らせ申間敷、木賊ニて

摺らせ可申事

一多葉粉ハ可為無用事

一泊り之宿、朝ハ六ツ時比ニ立、晩ハ

六ツ時以前に泊り、夜道ハ可為

無用事

一道中渡り々々別而念を入、船ニ而

込合不申様可取計事

一桑名より宮江之渡りハ佐屋江廻り

可申事

一道中ニ而若相煩候ハ、其所之

医師江見合相頼可申事

但、朝夕之食事別而念を入可申事

一道中ニ而若致病死候ハ、最寄之

寺院江致飯埋置、其段早速

江戸方御用所江可有注進候事

一泊り宿夜中不寝番之儀、御

中間之者、十五人之内三人充

(16)

時替りニシテ、若ベリ不宜宿ニも候ハ、

不寝之者定之外増候儀ハ時宜

次第之事

付、泊り々々にて亭主江内証申達、

宿之ベリ能やうニ申付、左右之

隣り江も亭主心得之様ニ内意

申聞可置事

付、仮初之立宿、又は茶屋等二

至迄、諸事江無緩氣を付

可申事

一下々ニ至迄道中ニて大酒ハ勿論

惣而高声不仕、宿ニ而猥りに

あるき不申様、手堅申聞可置候事

付、下々之者、道中ニ而宿賃・旅籠銭・

渡り銭など無滞やうニ可

申聞候事

一自然道中にて火事有之候ハ、

万事を差置、御預人堅固ニ守護

候而立退可申候、雖然遠き火事

などに猥りニ不騒やう、兼而下々江

(17)

可申聞置候事

一中国路・山崎路共陸路通行之事

一今切・箱根御関所御手判之儀者、

大坂・京都之間ニ而受取可申事

一伏見より町便を以江戸表江可有

注進候、大井川を渡り候而一左右

可有之、右之外ニても相変事候ハ、

何方よりなりとも可有注進候事

一着前々日

公儀江御届入候条、右之都合を

考合候而、弥何日江戸着ニ相成候段、

途中より江戸方御用所申遣、諸事

之都合承り合候而可有着事

付、弥明日着之段ハ滞る泊りより

尚又可有注進事

右道中大形此辻を以取計、

此外之儀ハ見合次第都合能

可有心遣候事

一此御書付、一立之面々江見せ候而、五月廿三日御陸

目付梶山文右衛門江下渡之

(18)

御面書之通別紙旁委曲令

承知被仰越候趣を以、尚人其外

付添之面々江致沙汰、旅行用意

相調候付、今日寅次郎身柄引渡

之儀、百合之助江申渡相済、守護之

面々寅次郎身柄請取候ハ、即刻致

出足、道中別而念を入罷登候様令

沙汰、御書付下渡申候、以上

五月廿四日 (国元加判衆) 御六人

(19)

尚々別紙留置申候、以上

(江戸加判毛利元憲  
毛出雲様  
(当役笹田)  
益一弾正様 封

○  
四月二十四日  
御用所中連  
署書状寅次  
郎江戸護送  
の件

一筆致啓達候、杉百合之助育吉田

寅次郎事、此度

公儀より御呼登之趣ニ付而者、委細御状

を以被仰越候付、御承知可被成と存候、然者

去ル寅年百合之助江御引渡御国被差下

候節者、御中間之者十人被付下候様相見候へ共、

此度之儀者猶又手厚被仰付候付、御中

間之者十五人被付登候付、随分達者健

成者被成御撰御沙汰可被成候、金払手子

②

并河野尚人其外江被付登候御中間之儀も、

人柄御詮議之上可被成御沙汰候、

尤右役掛り之者迎も諸事番人

同様相心得、氣を付候様御授可被成候

一今切・箱根御手判之儀も、荒都合此内

小倉源五右衛門帰便ニ各様迄得御意候間、

疾御承知可被成候、寛政七年涌浦

庄屋其外板乗物網掛りニシテ連登

被仰付候節、幸田中庄左衛門事爰許

被差登候付、大坂江罷寄

御城代之方承合、彼地ニ而御手形

被差出事ニ候ハ、其取扱仕、若京都

御諸司代(所司代)より被差出候者京都立寄、其

取計仕候様、於御地御沙汰相成たる

儀ニ付、此度も右之趣を以御取計可相成

候へ共、御手判之儀者即刻相調儀ニ而も

有之間敷様被相考候間、何分無御疎

御駈引可被成候、道中諸べり等之儀も

②

委細御ケ條書被差越候得共、猶又

於御地も寛政度之趣、彼是篤と

御引調御沙汰可被成候

一御中間頭之儀も、旅役星前ニ而者不

案内之衆も有之儀ニ付、人柄御全議(詮)

功者之衆江御沙汰可被成候、御徒士目付

之儀も当時新役多不案内之事

候間、少々之差間者御繰合被成候而も、

梶山文右衛門被差越、金払役人も

大到来方相勤守永作之允事被

差登候へ者、兩人とも別而功者之儀

候付、旁可然と相考申候、其内被成御

全議、別人功者之衆も御座候得者

其御沙汰相成可然候、旁之趣

各様迄得御意候様彈正殿被

申付候間、靱負殿被仰上候様ニと

存候、恐惶謹言

四月廿四日

藤井庄兵衛

兼重讓蔵

周布政之助

内藤万里助

井上与四郎

前田孫右衛門様

渡辺伊兵衛様

中村道太郎様

(10)  
五月二十四日  
当職所中返書  
\*9の裏書

御面書之通逐一致承知、靱負殿

申達被仰越候趣を以夫々沙汰相済申候、

尤御中間頭之儀者中島九郎兵衛被差登候

左候而今切・箱根御関所御手判之儀

(二七九五)  
寛政七年涌浦之者共被差登候節

之趣を以致取計候様被仰越候処、其節

大坂迄板乗物網掛リニシテ被差登候処、

於彼地頭人榎本市之助氣付も

有之、同所町御奉行所付之者を以其筋

(83) .....

内々聞繕相成候処、江戸より之御沙汰ニてハ

御尋之儀有之、下役人差添差出候様との

事ニ付、板乗物網掛リニシテ被差登、

御手判之儀被仰入候筋ニ而者有之間敷

やう相聞、其段爰元申越候、悉皆

板乗物網掛リニ被仰付候者、御尋筋

いか様之御不審哉も難計、長々之道中

不べりニ付、其仕向相成候処、前断之通ニ付、

孰も大坂よりハ平体ニて被差登、御手判

現行ハ相成不申候、御手判入候へ者京都

御所司代より被差出事之由、其節之御

控物ニ相見候付、此度向御関所御手

判之儀、福原与三兵衛より御所司代江

早々願出埒明置、一立伏見通行

之節無遅滞付添之内江致渡方

候様、疾飛脚を以申越置候間、旁右様

可被成御承知候、以上

五月廿四日

(前田・渡辺・中村)  
右三人

井上与四郎様

内藤万里助様

周布政之助様 封

兼重讓蔵様

藤井庄兵衛様

(24) .....

〔11〕  
四月二十五日  
当役益田彈正  
書状(杉百合  
之助・梅太郎  
処分の件)

○ 一筆令啓達候、杉百合之助事

育吉田寅次郎儀二付而者、最前殿

重被仰聞置候趣も有之候処、此度

公儀より御吟味筋有之、江戸連登せ

被仰付候、右二付兼而取締方不行届

之段御聞込も有之、依之百合之助并

百合之助嫡子杉梅太郎共御役被召上、

先相慎居候様可被仰付との御事候条、

寅次郎事連出相濟候上、左之通可被成

御沙汰候

杉百合之助

右育吉田寅次郎事、

公儀より御引渡之身柄二付、随分念を入

摺居申付候様、最前被仰聞置候趣も

有之候処、此度

公儀御吟味筋有之、江戸連登せ

被仰付候、右二付而ハ兼而取締方不行届

之段御聞込も有之、依之御役被召上、先相

慎候様被仰付候事

百合之助嫡子

杉梅太郎

右父百合之助育吉田寅次郎事、同断

〔12〕  
四月二十八日  
御用所中連  
署書状(河野  
尚人掃部の  
件)

右之通前々之趣を以可被成御沙汰候

且又百合之助親類江者氣を付候様、最前

被仰付置候趣も有之候付、此度親類

銘々より迷惑之儀申出候ハ、先平体之御沙

汰被成置候而、其段爰元被仰越候様にと

存候、恐惶謹言

四月廿五日

益 彈正

浦 靱負様

一筆致啓達候、河野尚人事

御用有之、為掃役早々出足、道中

惣陸廿日ニして御国被差下、今日

爰元出足罷下申候、右御用筋

之儀者委細此内得御意候趣二付、

早々御取調御沙汰可被成候、恐惶

謹言

四月廿八日

藤井庄兵衛

兼重讓蔵

周布政之助

内藤万里助

井上与四郎

尚々罷登候節、御付人之儀申出候ハ、

其御沙汰可被成候、以上

前田孫右衛門様  
渡辺伊兵衛様  
中村道太郎様

【13】  
五月二十四日  
当職所中返書  
\*12の裏書

御面書之通致承知、尚人事  
道中筋川障り有之、過ル廿一日致  
着候付、兼而被仰越候趣を以沙汰相  
済申候、以上

五月廿四日 (前田・渡辺・中村  
右三人)

尚々御端書之趣をも致承知、御付人之儀  
申出候付、其之衆致其沙汰候、以上  
(藤井ほか四名)  
五人様

○

【14】  
五月二十四日  
国元加判衆  
連署書状(寅  
次郎江戸護  
送の件)

一筆令啓達候、杉百合之助育吉田  
寅次郎事、於  
公儀御吟味筋有之、江戸連出  
被仰付候付、乗物錠前付網掛り腰  
繩付ニシテ別紙付立之通付添、今日  
出足申付候間、其元着之上、何分之  
御沙汰候様にと存候、恐惶謹言

五月廿四日 浦 鞆負  
益 伊豆  
根 主馬

(29)

毛 隠岐  
毛 伊勢  
毛 筑前

尚々、此度者不整御沙汰二付  
御医師をも被差添可然と詮義  
之上、尾崎良度江令其沙汰候、以上  
毛 出雲様  
益 彈正様 封

【15】  
六月二十七日  
当役・江戸  
加判返書  
\*14の裏書

御面書之通御端書旁令承知、  
寅次郎事道中無障過ル廿五日  
致到着候、恐惶謹言

六月廿七日

○

付立

【16】  
吉田寅次郎  
江戸護送付  
添人付立  
\*14の添書

(マシ)  
公議所本々  
河野尚人  
御中頭  
中島九郎兵衛  
御徒士目付  
梶山文右衛門  
金松方役人  
守永作之允  
尾崎良度  
御医師  
直横目

(30)  
老人

下横目  
公儀所小使 一人  
一人  
尚人手付 一人

九郎兵衛手付肝煎共  
五人

金松方手子 一人

一人

同小使

一人

番人御中間之者  
拾五人

用達新六尺  
式人

以上

○

〔17〕  
五月二十四日  
当職所連署書  
状、寅次郎護  
送一行款出立  
および医師尾  
崎良度の件

一筆致啓達候、杉百合之助育吉田

寅次郎事、此度御沙汰之趣にて者

早速連出可被仰付之処、河野尚人

事着不仕二付、其段先便得御意置

候通御座候、其後尚人事過ル廿一日

致着候付、兼而被仰越候趣を以夫之

沙汰相成、今日寅次郎身柄請取、即刻

出足之筈二御座候、然処時分柄数日之

道中、殊二付添之面々も多人数之

事二付、御医師一人被差添可然二付、

尾崎良度江其沙汰相成申候、此段

各様迄可申進由、靱負殿被申付候間、  
弾正殿江被仰上候様二と存候、恐惶謹言

五月廿四日 渡辺伊兵衛

長崎被儀候付無判 中村道太郎

前田孫右衛門

井上与四郎様

内藤万里助様

周布政之助様 封

兼重讓藏様

藤井庄兵衛様

一七月廿六日之日付にて返答来ル

○

〔18〕  
五月十三日  
御意書(医  
師、尾崎良  
度、江戸付  
添の事)

御医師

尾崎良度

右杉百合之助育吉田寅次郎事

於

公儀御吟味筋有之、江戸表

連出被仰付候条、道中被差添候事

右安政六未五月廿三日靱負殿伺濟、御加判方

御乞合之上、翌廿四日遠近方江及沙汰

一江戸よりハ不申来候へ共、時分柄数日之道中、其上付添

多人数之事二付、於地方評義之上其沙汰相成候事

一江戸江も申越候事

【19】

五月十七日  
当職浦駟負  
書状へ寅次  
郎江戸護送  
の件

一筆申入候、杉百合之助育  
吉田寅次郎事、於

公儀御吟味筋有之、江戸連出

被仰付候付、乗物錠前付網

掛り腰繩付ニシテ、河野尚人其外

被差添近々出足、江戸被差登候付、

今切・箱根両御関所御手判

之儀、其元御諸司代江被申入、

伏見通行之節付添之内江

渡方之可有沙汰候、委細之儀ハ

.....

手子衆より申越候様申付候、恐々

謹言

五月十七日

浦 駟負

(京都留守處)  
福原与三兵衛殿

一五月廿七日之日付ニ而御請来ル

○

一筆致啓達候、先月十九日江戸

町御奉行石谷因幡守殿江一人

御呼出ニ付、公儀所本々役河野尚人

罷出候処、杉百合之助育吉田

寅次郎事御吟味筋有之、江戸

【20】  
五月  
当職所連署  
書状へ寅次  
郎江戸護送  
の件

連出被仰付候段御達有之候付、

道中より方之儀町御奉行所

聞合相成候処、寅次郎事去ル

寅年百合之助江御引渡被仰付、

御国被差下候節御問出之趣も

.....

有之候付、改而御問出二者及不申、諸事

寅年之通被仰付可然、尤旅中ニ

おゐて万一逃去候敷、又者不慮

之儀有之候而ハ、不容易御大事

ニ付、精々被入御念候様と之事ニ付、

乗物錠前付網掛り腰繩付ニシテ、

尚人其外別紙付立人数付添

近々爰元出足、江戸被差登候付、

今切・箱根両御関所御手判

之儀、其元御諸司代江早々

右之趣被仰入御手判被取下置、

一立伏見通路之節無遅滞

御渡方相成、御関所差出方旁

不都合之儀無之様、付添之内江

委曲被仰授候様ニと存候、此段

可得御意由、駟負殿被仰付

如是御座候、恐惶謹言

五月 渡辺伊兵衛

長崎被差越二付無判 中村道太郎

前田孫右衛門

37

尚々本文御手判之儀 於地方

致沙汰候様、江戸方より申来候得共、

前例見へ兼、此余差掛儀江戸往返之

間相も無之、御手判速三不相調、夫故

伏見致滞留候様有之候而ハ不相濟

事二付、御入はまり御心配申も疎ニ御座候、

即町御奉行所より之御達書請書とも

写相調、寅次郎歳付をも差越申候、以上

福原与三兵衛様

〔21〕

五月二十七日 御面書之趣致承知候、飛脚

京都留守居福原与三兵衛返之者一昨夜致到着候、早速

\*20の裏書 諸司代江罷越可申入之処、

的当之御先例相見不申候得共、

例年女中衆往来之節、今切

御関所御手判之儀、

御書を以御頼被仰入候御先例ニ

御座候処、此度ハ

御書不被差越、何角掛合之儀

有之候故

38

公用人岸本省吾宅江弘平五郎

罷越、内々及示談候所、即答二者

及兼候得共、諸家様御振合目等  
定而

御書を以被仰入候事歟と存候間、

左様も有之候得者、此度ニ

限其儀無之候様ニも相運ひ申

間敷候得共、其段者追而被差

越候而も可然道理ニ取計可申、

其外御関所向之事共、篤と

相調候上可及返答候段申事

御座候間、万事無滞相整可申、

依之先飛脚之者差返申候、

右御答如此御座候、恐惶謹言

五月廿七日 福原与三兵衛

前田孫右衛門様

渡辺伊兵衛様

中村道太郎様

○

39

覚

〔22〕  
吉田寅次郎  
人相書

一網掛乗物一挺、長髪

当未三拾歳

吉田寅次郎

以上

一付添付立惣人数、猶石谷殿より御達書受書共

写相添差越候事

○

40

〔23〕  
五月二十日  
当職所連署書  
状(寅次郎護  
送一行国元出  
立の件)

一筆致啓達候、杉百合之助

育古田寅次郎事、於

公儀御吟味筋有之、江戸連出

被仰付候段、町御奉行石谷因幡守殿より

御達有之候趣二付、委曲被仰越

逐一致承知候、右者不容易儀

二到り、各様御配意之程致察候、

就而者早速出足可被差登之処、

河野尚人事未爰元着不仕二付、

先残ル面々江及内意置候、兎角

之中旅行用意も相調可申二付、

尚人着次第致其沙汰、寅次郎

身柄引渡、即日出足被差登二而

可有御座、其節被仰越候廉々可

及御答候得共、今日飛脚被差立

候付、御案も可有之二付、右之趣

各様迄得御意置候様、韃負殿

被申付候間、弾正殿江被仰上候様

二と存候、恐惶謹言

五月廿日

渡辺伊兵衛

長崎被差越候付無判

中村道太郎

前田孫右衛門

井上与四郎様

内藤万里助様

周布政之助様

兼重讓藏様

藤井庄兵衛様

一七月廿六日之日付ニて返答来ル

○

此度江戸表江囚人守護トシテ

被差越候趣二付、左ニ一ツ書を以

御問出仕候事

覚

此段御詮議之趣有之、諸組之内十五人御手当相成居候

一囚人江番人トシテ組之者六人并

新六尺之者式人御付可被成哉

之事

此段可為前々之通候

一囚人番人六人江印羽織御着せ

可被成哉

此段等永作之丞江渡方被仰付候

一用心金御持せ可被成と奉存候事

此段其仕向相成候

一板乗物仕調之儀ハ如何取計

可被仰付哉

此段別紙御書付ニ相見候

一 囚人於途中病氣之節ハ、其所之

醫師相頼服薬等可被仰付哉、

万一病死仕候節ハ死骸之義ハ

如何取計可被仰付哉之事

此段本書之通

一 囚人道中用心之儀御座候間、人參

御持せ被成候様奉存候事

此段夜道者可為無用、但書江当ル人夫  
其外之儀者其手言相成居候

一 囚人兒夫四人、夜ニ入候節者挑灯

々人御沙汰之事

但、人夫賃錢菽より関戸迄

御奉書仕出被仰付、関戸より

.....  
(4)

江戸迄ハ用心金之内を以

払方被仰付へく哉

此段守永作之丞江沙汰相成居候

一 囚人旅籠代昼飯代之儀者

用心金之内を以払方可被仰

付哉

此以下式廉、本書之通

一道中多人數之儀ニ付、宿手狭ニ候ハ、

二宿ニ不仕候而ハ相成間敷哉と

奉存候、尤可成程ハ一宿ニ而相濟

候様取計可仕候事

一 駈々ニ而宿ベリ能沙汰可仕、夜中

之義者有明二三ヶ所も差出せ

可申哉之事

此段現場之趣ニ依り、河野尚人其外  
申合居様被仰付候事

一 此度ハ自道之宿共違ひ、囚人召連

候儀ニ付、休泊共都而少シ宛宿礼

被遣候様可被仰付哉

此段夜食代被立下候事

.....  
(5)

一道中筋組之者昼夜定詰ニ付、

夜中不寝番等仕候儀ニ付、行続

申間敷と奉存候間、夜喰代被立遣

候様奉存候事

此段本書之通

一 囚人着替等有之渡方相成候時ハ、

竹皮籠ニ而も買得人組持登

候義ニ付、人足被立遣候様奉存候事

此段御書付ニ相見候

一 囚人江戸着、孰江御引渡可仕候哉

兼而御沙汰被成可被下候事

右一ツ書之廉々御伺申出候条、御肩

書被成下候ハ、其趣を以沙汰

可仕奉存候事

五月 中島九郎兵衛

○

【25】  
五月二十三日  
吉田寅次郎  
江戸護送付  
添人付立

御蔵元付

半平

久平

平之進

吉郎次

俊平

但、俊平事、役所雇被仰付候事

豊田又右衛門組

忠次

甲助

但、甲助事、役所雇被仰付候事

羽仁小藤太組

源兵衛

地方組

嘉七

武之進

清九郎

杉百合之助組

小伝次

山上新兵衛組

平右衛門

平七

但、武之進已下五人之者共、役所雇被仰付候事

杉百合之助組

十郎左衛門

右此度杉百合之助育吉田寅次郎事、

於

公儀御吟味筋有之、江戸連出

被仰付候付、番人トシテ被差出、江戸被付登候事

粟屋惣左衛門組

文平

新六尺

栄三郎

右同断ニ付、用達トシテ被差出、江戸被付登候事

中島九郎兵衛組

文蔵

右同断ニ付、役所雇ニテ金払方

手子トシテ被差出、江戸被付登候事

粟屋惣左衛門組

太郎

右同断ニ付、役所雇ニテ金払方

小使トシテ被差出、同断

右之趣を以御沙汰候様との御事候、以上

五月廿三日

遠近方へ

○

覚

一金拾両包巻

右御内用払之儀有之候条、包調払切

ニして早々御用所被差出候様御沙汰

候様との御事候、以上

【26】  
五月二十三日  
覚(寅次郎  
江戸護送用  
心金)

五月廿三日

兩人所へ

一此度杉百合之助育吉田寅次郎事、於

公儀御吟味筋有之、江戸連出被仰付二付、直横目

小七郎道中付添、惣陸被差登候付、用心金トシテ

被成御持せ候事

覚

〔27〕  
五月十三日  
吉田寅次郎  
江戸護送付  
添人付立

本書高人并公儀所小使老人  
往二十日分勘渡被立下候事

河野尚人

中島九郎兵衛

梶山文右衛門

守永作之允

直横目

老人

下横目

老人

尚人手付

老人

九郎兵衛同肝煎共

五人

金松方手子

老人

同所小使

老人

番人御中間之者

拾五人

公儀所小使

老人

用達新六尺

式人

右、此度杉百合之助育吉田寅次郎事、

於

公儀御吟味筋有之、江戸連出被仰

付候付、道中付添、惣陸被差登候事

但、往二十日分勘渡被立下、帰り

道中惣陸廿日二被仰付候、尤直横目

已下之儀者、往来共早飛脚料

被立下候事

右之趣を以御沙汰候様との御事候、以上

五月廿三日

遠近方江

○

覚

尾崎良度

右此度杉百合之助育吉田寅次郎事、

於

公儀御吟味筋有之、江戸連出

被仰付候付、道中付添惣陸

被差登候事

但、往二十日分勘渡被立下、

帰り道中惣陸廿日二被仰

〔28〕  
五月二十四日  
覚(尾崎良  
度江戸差登  
せの性)

付候事

右之趣を以御沙汰候様との御事候

以上

五月廿四日

遠近方江

○

覚

一人夫賃銀之事

但、往来分

一銀百目

但、用心銀トシテ御持せ之事

直横目

壱人

右此度杉百合之助育吉田

寅次郎事、於

公儀御吟味筋有之、江戸

連出被仰付候付、道中付添

○

惣陸被差登候付、前書之通

仕出之御沙汰候様との御事候

以上

五月廿三日

兩人所

遠近方

○

覚

一葉箱持夫壱人

尾崎良度

右此度杉百合之助育吉田

寅次郎事、於

公儀御吟味筋有之、江戸

連出被仰付候付、道中付添

惣陸被差登候付、前書之通仕出之

御沙汰候様との御事候、以上

五月廿四日

○

兩人所江

○

覚

一人夫壱人

但、御用挟箱持夫

右萩より御国境迄御奉書被立下

候様被成御沙汰可被下候、以上

五月

守永作之允

右未五月廿四日艱負殿申上、兩人所江差廻ス、

○

【29】  
五月二十三  
日  
覚(寅次郎  
江戸護送人  
夫賃銀等の  
事)

【30】  
五月二十四  
日  
覚(尾崎良  
度付添葉箱  
持夫の事)

【31】  
五月二十四  
日  
覚(御用挟  
箱持夫の  
事)

【32】  
五月二十三日  
覚(用心金  
の事)

覚

(公儀所本籍役・江戸道中付添人  
河野尚人(花押))

一金子五両包老

右御内用払之儀有之候条

払切ニシテ早々御用所被差出候様

御沙汰候様との御事候、以上

五月廿三日

兩人所江

右此度杉百豆之助吉田寅次郎事、於

公儀御吟味筋有之、江戸連出被仰付候付、河野尚人念道中

付添、惣陸被差登候付、用心金之御心持ニ而尚人江御持せ被成候事

○

【33】  
五月二十三日  
覚(用心金  
の事)

覚

一金百両

但、貳朱金を以

右此度杉百豆之助吉田寅次郎事、

江戸連出被仰付候付、道中為

用心金、守永作之允江

御持せ候条、仕出御沙汰之事

右末五月廿三日御手元より福原荒助江渡之

○

【34】  
五月二十三日  
覚(江戸差  
登御用につ  
き甚七事)

覚

(山下新兵衛組  
甚七)

右此度急御用有之、中国路・

東海道通行、江戸被差返候ニ付

手附トシテ帰役ニシテ被差登候様

御沙汰可被下候事

五月 河野尚人

右末五月廿三日鞍負殿申伺、遠近方江

添手紙を以差越ス

○

【35】  
五月二十三日  
覚(江戸差  
登御用につ  
き人夫・通  
馬の事)

覚

一御用持夫老人

一通馬老疋

右此度急御用有之、中国路・

東海道通行、江戸被差返候条、

前書之通御沙汰可被下候事

五月 河野尚人

右同日鞍負殿江申伺、兩人所江同断

○

覚

一通人足老人

但、御用物持夫

【36】  
五月二十三日  
覚(江戸差  
登御用につ  
き人夫・通  
馬の事)

一通馬壺疋

梶山文右衛門

右急御用之儀有之、此度中国路・

東海道惣陸通行、江戸被差登

候条、前書之通被立下候様御沙汰

可被下候事

右未五月廿一日伺濟之上、兩人所江添手紙

二而渡之

○

覚

一黄広折五帖

一同半紙壺束

一同手紙壺束

一白広折五帖

一同半紙壺束

一雲谷形墨壺挺

一銀印筆式対

梶山文右衛門

右此度急御用之儀有之、江戸被差

登三付入用御座候条、前書之通

払切にして御渡方相成候様御沙汰

可被下候事

五月

五月

右未五月廿一日伺濟候上、兩人所江渡之

【38】

五月二十三日

覚(江戸差登御用につき諸道具貸渡しの事)

覚

一明荷皮籠四ツ

但、付緒共

一雨桐油三枚

一弓張挑灯六張

但、御紋付之分、弓共

一推拾五本

右此度江戸表江囚人守護下シテ

被差越候二付入用御座候条、前書

之通御貸渡相成候様被成

御沙汰可被下候、以上

五月

中島九郎兵衛

右未五月廿三日暫負殿申向、兩人所江添手紙

を以差越ス

○

覚

一柿御印羽織拾五枚

一手錠二口

但、鍵共

一弓張挑灯四張

但、御紋付之分、弓共

一袋挑灯式張

【39】  
五月  
覚(江戸差登御用につき諸道具貸渡しの事)

一箱挑灯式張

但、小田原挑灯一丸付之分

一紺看板四枚

(64)

一黒染紙合羽拾枚

一挾箱、片之棒共

右御貸渡之分

一中蠟八拾挺

一渋紙壹枚

一大雨紙壹枚

一黄広折三帖

一同半紙五帖

一同小杉五帖

一白広折五帖

一同半紙五帖

一銀印筆壹対

一柱形墨壹挺

右孰も扨切ニシテ、

右此度江戸表江囚人守護下シテ

被差越候付入用御座候条、前書

之通御渡方相成候様被成

御沙汰可被下候、以上

五月 中島九郎兵衛

右未五月敷負殿申上、両人所差廻ス

○

[40] 五月二十三日  
覚(江戸差  
登御用につ  
き夜食代等  
の事)

(65) 覚

一御用箱持夫壹人

一伝馬壹疋

一同 壹疋

但、御用物借請物送方

之分

一夜喰代之事

但、肝煎壹人、手付四人、

番人拾五人分

一伝馬之事

(66)

但、同断

一夜喰代之事

但、新六尺式人分

一人足之事

但、同断

右此度江戸表江囚人守護下シテ被差

越候二付、前書之通被成御沙汰可被下候、以上

五月 中島九郎兵衛

右同日同断

一夜喰代之儀ハ遠近方江御沙汰相成候付、仕出不及

段、五月廿四日両人所筆有福原亀太郎江相授候事

○

〔41〕  
五月二十三日  
覚（江戸差  
登御用につ  
き羽織等借  
用の事）  
人足の事

覚  
一人足四人

右此度江戸表江囚人守護下シテ

被差越候二付、朝鮮人守護被仰付

候節之御見渡を以、前書之

人足御國中往来御奉書被立

下候様、被成御沙汰可被下候、以上

五月 中島九郎兵衛

右同日同断

○

〔42〕  
五月  
覚（江戸差  
登御用につ  
き羽織等借  
用の事）  
弓張提灯  
借用の事

覚

一弓張挑灯壹張

但、御紋一二三ツ星目ノ字印付

之分

右此度梶山文右衛門急御用之儀

有之、江戸被差登候付入用御座

候条、前書之通新規仕調、御貸渡

相成候様、御沙汰可被下候事

五月

○

〔43〕  
五月  
覚（江戸差  
登御用につ  
き羽織等借  
用の事）

覚

一加賀羽二重兼房小紋両面拾羽織壹ツ

但、胸紐とも

一 同単羽織壹ツ  
但、同断

梶山文右衛門

右急御用之儀有之、此度江戸

被差登候付、前書之通御渡方

相成候様、御沙汰可被下候事

五月

○

〔44〕  
五月  
覚（江戸差  
登御用につ  
き羽織等借  
用の事）

覚

一 木綿藍海松茶両面雨羽織壹ツ

但、襟天鵝賊装束羅紗、小はせ共

一 青染桐油合羽壹ツ

但、同断、晒裏付ニシテ

梶山文右衛門

右此度急御用之儀有之、江戸

被差登候条、前書之通御貸渡

相成候様、御沙汰可被下候事

五月

○

〔45〕  
五月  
覚（江戸差  
登御用につ  
き羽織等借  
用の事）

覚

一 晒唐黒單羽織壹ツ

但、友紐とも

下横目

壹人

右此度梶山文右衛門急御用之儀有之、

江戸被差登候付、順勤トシテ被付登候条、

前書之通御渡方相成候様、御沙汰

可被下候事

五月

○

覚

一青染合羽壹枚

但、袖下黄ニシテ

下横目

壹人

右此度梶山文右衛門急御用之儀

有之、江戸被差登候付、順勤として

被付登候条、前書之通御貸渡

相成候様、御沙汰可被下候事

五月

右、同日同断

○

覚

一夜食代之事

但、三拾日分

番人

拾五人

右此度杉百合之助育吉田

寅次郎事、於

〔46〕  
五月  
覚(江戸差  
登御用につ  
き合羽借用  
の事)

〔47〕  
五月二十四  
覚(番人夜  
食代之事)

〔48〕  
六月十日  
当職所連署  
状(寅次郎江  
戸護送關所手  
形の件)

公儀御吟味筋有之、江戸

連出被仰付ニ付被付越候条、

前書之通仕出之御沙汰

候様との御事候、以上

五月廿四日

○

遠近方江

一筆致啓違候、杉百合之助育

吉田寅次郎事、江戸表連出

被仰付候付、御關所御手判之儀

被仰越致承知、到京都福原

与三兵衛江其沙汰相成候段者、委

曲先便得御意候通ニ御座候、然処

右者御諸司代江

御書を以不被仰入候ハ而者御差

湊有之候付、其節之御日付ニシテ

被差越候様、当季之処者

御書被差越候振ニ取計相済候由、

与三兵衛より委曲別紙之通申

越、女中衆江戸被差登候節之御

案文写其外とも一括り差越候付、

為御見合差登申候、此段可申進由

鞞負殿被申付候間、彈正殿被仰  
上候様にと存候、恐惶謹言

六月十三日

渡辺伊兵衛

中村道太郎

前田孫右衛門

井上与四郎様

内藤万里助様

周布政之助様

封

兼重讓藏様

藤井庄兵衛様

御面書之通別紙旁致承知、彈正殿

申達候、御関所御手判之儀二付、京都御諸司

代江御書其節之御日付ニシテ、此度福原

与三兵衛方へ直様差越申候間、左様可被成御承知候

此段鞞負殿被仰上候様にと存候、恐惶謹言

七月九日

○

一筆致啓達候、先便及御裏答

候通、吉田寅次郎御関所通行之

御証文之義、御諸司代江申出候

就而者

御書を以被仰入候ハ而者、御後役江

〔49〕

御用所中返  
書  
\*48の裏書

〔50〕  
五月二十八日  
京都留守居役  
福原与三兵衛  
書状(寅次郎  
江戶護送關所  
手形の性)

被為対候而も御差間有之、左候と而も  
従是江戸表御懸合候而者不容  
易御差奏之趣二付、

御書之義者此節之御日付ニシテ

追而被差越候ハ、当季之所者此節

御書一同御差間二相成候振二取計

可申と之事二付、則別紙之通

演説書相整証文差出申候、為御

見渡差送申候間、

御書之儀江戸表江被仰越、早々御

差送相成候様御沙汰可被下候、差急キ

義二付、直様江戸表江可及示談候

とも相考候得共、孰之道当季之所ハ

入魂申入置候間、少々之所は猶与有之

候而も可然候間、旁被成御承知御沙汰

可被下候、且又箱根御関所之義者、

女中も同様二而、不及御証文と之事二

御座候間、此段をも御承知可被下候、右

為可得御意如此御座候、恐惶謹言

五月廿八日

福原与三兵衛

前田孫右衛門様

渡辺伊兵衛様

中村道太郎様

演説

【51】  
福原与三兵衛演説書案  
(関所手形の性)  
\*50の添書

大膳大夫家来杉百合之助江御引  
渡相成居候浪人吉田寅二郎儀、此度  
江戸屋敷迄差越候付、今切御関  
所御証文被成下候様願出候付而者、

大膳大夫より書翰を以御頼可被申入之処、  
在府中之義(儀)、右寅二郎儀者御吟

味之筋ニ依而火急ニ発足仕らせ候付、  
江戸表江懸合遣候猶与無之、一応之

処便者を以申入、追而此節之日付ニシテ

書翰差越可申候間、此度書翰

一同願出候振ニ御取計被成下度、此段宜

頼存候事

御名内使者  
福原与三兵衛

【52】  
松平大膳大  
去書状案関  
所手形の性  
\*50の添書

一筆致啓達候、拙者召仕候女

上下何人、従国元江戸屋敷江罷

越候、今切御関所無相違罷通

候様御手判可被下候、尤其御地差

置候何某と申者より以証文可申出候間、

以其旨御沙汰頼存候、恐惶謹言

月日

御諸司代江  
(所司代)

様

人々御中

(7)

女中衆通行之節、御頼入之御文

面者右之通ニ御座候、此分者於江戸者

別而御振合可有之事ニ付、御入用

ニも有之間敷候得共、猶為念写差送申候

【53】  
福原与三兵衛届書関  
所手形の性  
\*50の添書

長髪男老人、但網掛乗物忝挺、是者去ル

寅年大膳大夫家来杉百合之助江御引渡

於在所塾居被仰付候浪人吉田寅次郎儀、御吟

味之筋有之、従長門国萩於江戸大膳大夫

屋敷迄差越候ニ付、今切御関所御証文被成下

候様被仰上可被下候、此者ニ付以来六ツケ敷儀

出来仕候ハ、私罷出可申明候、依而如件

安政六未五月

松平大膳大夫留守居

福原与三兵衛両判

京都所司代・忠儀  
酒井若狭守様

御用人中

一筆致啓達候、杉百合之助育

吉田寅次郎事、江戸連出被仰付候付、

河野尚人其外被差添、先月

廿四日出足之段ハ先書得

御意候通御座候、就而ハ金払

方役人として守永作之允

【54】  
六月十三日  
当職所連署書  
状(金払方役  
人守永作之允  
差上せの性)

被差登、御銀遣払有之儀二付、

尚人事道中検使座之

御用をも御聞せ被成候段授相成

○

申候、此段可申進由、鞞負殿

被申付候間、弾正殿被仰上候様

二と存候、恐惶謹言

六月十三日

渡辺伊兵衛

中村道太郎

前田孫右衛門

井上与四郎様

内藤万里助様

周布政之助様

兼重讓藏様

藤井庄兵衛様

御面書之通委曲致承知、弾正殿

申達候、恐惶謹言

七月十九日

○

〔56〕  
六月十一日  
河野尚人書  
状(江戸道  
中無事の  
性)

一筆致啓達候、然者吉田寅次郎事、

去月廿五日御地出立後、中国路

都合日積之通、一達一同罷登、播州

正条川二而一日川留有之、其外聊無

故障今夕伏見之駄到着致止宿候、

寅次郎事御地出立後、道中

是迄者一向暑中り等も無之、

相替儀無御座候、明十二日当駄

出立、東海道川間等も無之候得者、

○

来ル廿五日江戸着之積二御座候、弥

着府之上者尚又得御意候様可仕候、

右旁御承知、鞞負殿江被仰達

可被下候、此段為可得御意如此

御座候、恐惶謹言

六月十一日

(公儀所元統後・道中付添人)  
河野尚人

尚々、御手判之儀京都留守居衆より

受取申候間、是又右様御承知可被下候、以上

(当職所)  
前田孫右衛門様

渡辺伊兵衛様

中村道太郎様

○

〔57〕  
六月十一日  
中園頭中島九  
郎兵衛書状  
(江戸道中無  
事の性)

一筆致啓達候、然ハ去月廿五日萩表

出立、一達中中国路罷越、播州

正条川二而一日川留、今夕方伏見

之駄致到着候、寅次郎事は迄ハ

聊別条無御座候、委細之儀者河野

尚人より申上候間、左様御承知被置

可被下候、右為御注進如是御座候、恐惶謹言

六月十一日 中島九郎兵衛

○

尚以番人之内老入、御蔵元付平之進

と申者、氣分相二而兵庫江肝煎同道

連届させ、快氣次第御国江罷帰り候様

申聞置候間、是又御承知被置可被下候、以上

前田孫右衛門様

渡辺伊兵衛様

中村道太郎様

○

一筆致啓達候、吉田寅次郎

先般連出被仰付候節、彼者身柄

公儀御答者之上、去冬御内意をも

被仰付候儀二付、請渡場所之儀者

野山屋敷ニ被仰付候段、其沙汰相成

候処、福川犀之助より申越候而

一応杉百合之助方江引取候由相聞

勿論早速帰牢、守護人百合之助

立合、御沙汰通相済候へ共、前断

之次第甚以不可然儀、畢竟下

不心得之儀二付、別紙之通迷惑申出

【58】  
六月十三日  
当職所連署書  
状(福川犀之  
助・杉百合之  
助儀につき)

先平躰之致沙汰置候間、弾正殿

被仰上、何分御沙汰之趣被仰越候様二と

存候、此段各様迄可申進由、韃負殿

被申付如是御座候、恐惶謹言

六月十三日 中村道太郎

渡辺伊兵衛

前田孫右衛門

尚々、別紙両通差登せ申候付、

御受取可被成候、以上

井上与四郎様

内藤万里助様

周布政之助様

兼重讓蔵様

藤井庄兵衛様

杉百合之助・福川犀之助より差出候差控書面

式通共、現書江戸江差越候事

七月七日日附二而返答来ル

○

覚

一黄広折巻束

一同小杉五帖

一同半紙巻束

【59】  
五月  
覚(御用紙  
渡方  
何の件)

一同手紙五帖

一白広折老束

一同半紙老束

右御内用之儀ニ付入用御座候間、

扨切ニシテ渡方相成候様、被成御沙汰

可被下候、以上

○

五月

(金弘方役人)  
守永作之允

右未五月輟負殿伺濟之上

兩人所江添手紙ニテ廻之

○

覚

一両掛挾箱壹荷

但、棒台輪・油單・桐油・錠鍵とも

一小田原提焼老束

右御内用之儀ニ付、入用御座候間、調渡

相成候様、被成御沙汰可被下候、以上

五月

守永作之允

右同断

○

【61】  
五月  
覚(手子小使江戸差登せの件伺)

覚

金弘手子

中島九郎兵衛組

文蔵

小使

粟屋惣左衛門組

太郎

右大到来方所勤掛りより御雇ニシテ

江戸被差登候様、被成御沙汰可被下候事

五月

○

右未五月輟負殿伺濟之上沙汰成ル

○

覚

廉々本書之通、尤道筋之儀者  
可為御書付之通

一当人乗物之儀者、於地方仕調

被仰付候義と奉存候(儀、以下同)

但、桐油・桃燈・息杖并通人

足之者着用合羽菅笠共

一右江当ル通人足、萩より大坂迄

同所より江戸迄雇立候義、同断

一道筋之義者、萩より惣陸ニシテ大坂迄

○

同所より伏見迄之義者、淀船借

切ニシテ一達乗組被仰付、上道中

伊勢路・佐谷路通行可被仰付哉(屋)

【60】  
五月  
覚(挾箱他渡方の件伺)

○

一 当人衣類其外手道具等有之

儀ニ御座候へハ、自分捌ニ被仰付、送り方之義者上より取捌可被仰付哉

一 当人江当ル旅籠昼飯代・

茶代・宿札其外共弘方被仰

付候義と奉存候

一 荒井・箱根御関所御改ニ付、

出張之役人其外江被下候御目録

之義者、脇方振合を以其所之

御用達之者申合、弘方可被仰付哉

一 川々川越賃・船賃等、当人之分者

勿論、一達中之分も弘方可被仰付哉、

且川役人等罷出、格別出精心配

仕候義も有之節者見計、少々宛

御目六遣候様可被仰付哉

一 当人若氣分相等ニ而医薬其外

都而不時入用有之節ハ、見計

○ 弘方可被仰付哉

一 諸士中足輕以下共御勘渡銀之

儀者、兼而御定辻を以於地方銘々

江被渡下候義と奉存候

一 右一件、諸入用銀引当御渡方

相成、追而現入用仕話勘定之上

差引被仰付、尚又外ニ用心金

をも御見割を以御持せ可被成哉と奉存候

一 目録紙・御帳紙等入用之分ハ

別紙を以可申上候間、御弘渡相成

候様ニと奉存候

一 諸御用物入組、両掛挾箱等

荷調渡被仰付候様奉存候

但、右江当ル宿継人足

賃・川越賃等之義者、用

心金之内を以弘方可被仰

付哉

右之通御問申出候間、御別紙を以

被成御沙汰可被下候、以上

○ 五月 守永作之允

右未五月十四日艱負殿伺濟之上、作之允

江下渡之

一 筆致啓達候、然者此内得御意

候通、吉田寅次郎并一達中

道中無別条過ル廿五日朝六ツ時

桜田御屋敷着、明固屋被入置

番人被付置候、右ニ付早速町御奉

〔63〕  
六月二十七日  
御用所中連  
署書状(寅次  
郎江戸到着  
につき)

行江着之段御届相成、御老中御  
月番様江も其段御届書被差出候、  
未夕何書御沙汰も無之、いつれ近々  
之中御呼出も可有之哉と存候、猶又  
帰役として被差登候御中間頭

中島九郎兵衛・御徒士目付梶山文右衛門・

大到来方役人守永作之允、いつれも

御用有之、当分被差留置候、此段

各様迄得御意候様彈正殿被申

付候間、靱負殿被仰上候様ニと存候、

恐惶謹言

六月廿七日

藤井庄兵衛

兼重讓藏

周布政之助

内藤万里助

井上与四郎

尚々、右一件ニ付追々御沙汰物

書扱御承知迄差越申候、以上

前田孫右衛門様

渡辺伊兵衛様

中村道太郎様

〔64〕  
七月二十九日  
当職所申返書  
\* 63の裏書

御面書御端書別紙旁委曲致  
承知、靱負殿申達候、以上  
七月廿九日

○

〔65〕

覚

〔66〕  
御意書(江  
戸付添人の  
性)

寺内弥次右衛門

右杉百合之助育吉田寅次郎

事、此度

公儀御吟味之筋有之、呼登被

仰付候付、桜田御屋敷内明固

屋江当分被差置候条、右居所

昼夜共見廻として罷越、同所

近辺者勿論、於御屋敷非常之

儀無之様、夜白無緩せ気を

〔67〕

付候様、附属之者江手堅可被申

付段、過ル十七日被仰渡候

中川宇右衛門

北条瀬兵衛

福原庄兵衛

右同断、昼夜共念を入気を

付候様、兼而之振合を以向々江手

堅可被申聞段、同断

重見多仲

黒田清之進

江本熊五郎

高須源三郎

臼井要助

平川清作

横山彦七

藤井恒之進

佐々木条之助

岡本半之允

中井与三

仁保太中

井上東市介

横見四方左衛門

右同断、廻番等之儀、別而念

を入氣を付候様被仰付候段、同断

小川玄栄

右同断、桜田御屋敷明固屋江

当分被差置候条、若氣分相

之節者見合被仰付候段、同断

斎藤孫七

右同断、当分被差置候条、右居

所昼夜共廻番之節、念を入

氣を付候様被仰付候事

静間又七郎

神代駒太郎

山崎小源太

右同断、且食事等念を

入相改候様被仰付候事

斎藤孫七

佐々木平槌

渡辺与三郎

柏村治兵衛

長谷川彦太郎

守田半右衛門

佐藤新右衛門

澄川小次郎

右同断、兩人宛昼夜代りニシテ

寅次郎居所詰番被仰付候事

十三組

御蔵元付

地方組

百人御中間

右同断被差置候条、前書組

之者昼夜代ニシテ、無緩寅次郎

居所詰番被仰付候間、御中間頭

差図を請、諸事念を入候様

被仰付候事

但、日之内四人、夜中六人詰

ニシテ代り相、刻限之儀ハ昼

夜とも四ツ時ニ被仰付候事

御六尺之者

式人

右吉田寅次郎給仕人トシテ被差出

候之事

右、過ル十七日御沙汰相成候

田村権之助

山県源右衛門

渡辺小源太

栗屋繁太郎

右杉百合之助育吉田

寅次郎事

公儀御吟味之筋有之、呼登

被仰付候付、桜田御屋敷内明

固屋江当分被差置候付、御用

方役人中申合、右之通

組兩人充昼夜代りニシテ無緩せ

寅次郎居所詰番被仰付候事

右、過ル廿一日同断

御中間頭

右同断、呼登被仰付候付、爰元

到着之上

公儀御役所向江被差出候節、途中

守護被仰付候事

但、寅次郎、桜田御屋敷内

明固屋江当分被差置候付、

若近火之節者早速駐付、

火除場江連越被仰付候事

御徒士目付

右同断之節、途中付添

被仰付候間、諸事念を入氣

を付候様被仰付候事

但、同断

右、過ル廿四日同断

井上七郎三郎

右同断、被差出候節御手前事

為守護被差越候条、途中尚

.....

於御役所請取渡等之儀、諸事

嚴重二可有取計候段、過ル廿四日

被仰渡候

但、同断

重見多仲

黒田清之進

右井上七郎三郎御用湊氣分

相等之節、大組物頭役之御用

相動候様被仰付候段、同断

右両人

右杉百合之助育吉田

寅次郎事、此度

公儀御吟味之筋有之、呼登

被仰付候付、爰元到着之上

公儀御役所向江被差出候節、

井上七郎三郎事、為守護

被差越候处、御用湊氣分相等之

節者、各間へ右御用被仰付候

条、七郎三郎申談可有勤候段、

同断

.....

但、同断

中島九郎兵衛

右同断、呼登被仰付候付、桜田

御屋敷内明固屋へ当分被差

置候条、右居所諸事引請

ニして、昼夜無緩せ念を入

氣を付、時々外(外側)か輪見廻りをも

被仰付候事

岡本清之進

伊藤友之進

田坂藤右衛門

三分一弥太郎

来島彦三郎

島田唯之允

右同断、被差置候付、御用方役人

御預所役人中等申合、右之通

組合せ、両人充昼夜代りニシテ無緩

寅次郎居所詰番被仰付候事

.....

中島九郎兵衛

御徒七目付

梶山文右衛門

士御雇

守永作之允

右此度吉田寅次郎付添被

差登候处、御用有之当分差

留候事

右、過ル廿五日御沙汰相成候

松田清吉

河野尚人

右杉百合之助育吉田寅

次郎事、御吟味之筋有之、

公儀被召出候付、寅次郎心当之

事柄御尋被仰付候段、今廿七日

被仰渡候

梶山文右衛門

右同断、御尋被仰付候付、其節

々被差出候事

(一)

吉田市之允

石川虎次郎

岡 庄左衛門

田中尚助

津森直之允

重富吉之進

金政仁八

藤村彦三

天野平七

矢島源八

山田弥藏

藏懸市之進

杉 善助

島田新作

(一)

兼重平之允

石津藤兵衛

三戸久三郎

北村卯之助

右杉百合之助育吉田

寅次郎事、此度

公儀御吟味之筋有之、呼登

被仰付候付、桜田御屋敷内明

固屋江当分被入置候付、斎藤

孫七其外申談、兩人充寅次郎

居所詰番被仰付候事

右、今廿七日御沙汰相成候

○

〔66〕  
六月二十七日  
河野尚人書狀  
(寅次郎江戸  
到着につき)

一筆致啓達候、吉田寅次郎事、

萩出立後伏見着迄之儀者、

先達而彼地より得御意候通

御座候、其後過ル十二日、彼駅

出立上道中順々罷登、一達

中共聊相替儀無之、一昨廿五日

江戸到着、左候而桜田御屋敷内江

居所御仕構相成居候付、寅次郎事

彼所連越、御用方役人衆江

引渡相済申候、此段鞞負殿江

〔66〕

被仰達可被下候、右為可得御意

如是御座候、恐惶謹言

六月廿七日

河野尚人

前田孫右衛門様

渡辺伊兵衛様

中村道太郎様

○

一筆令啓達候、吉田寅次郎事、

御尋之儀有之候間召連人差添、

明九日五時、不遅様評定所罷出

候様、町御奉行石谷因幡守殿より

過ル八日御達有之候段、公儀人

〔67〕  
七月十二日  
当役松平正  
書狀(寅次郎  
吟味の様子に  
つき)

中より申出候付、兼而御手当

被仰付置候通、守護人其外

夫々令沙汰候処、大組物頭井上

七郎三郎事氣分相二付、物頭所

〔66〕

大番二百石通重見多仲江

被仰付、騎馬二而守護被仰付、

御中間頭唐崎馬之助・御徒士目付

山崎小源太并足輕御中間之者等、

乗物前後左右を固メ被仰付、

寅次郎事腰綱付ニシテ、同九日朝

六半時比、桜田御屋敷より公儀人

井上平右衛門・公儀所本ノ役河野

尚人同道罷出、書面を以申入

候処、公儀御徒士目付差図を以、

寅次郎儀ハ公事門より入れ、召連

人より与力江引渡、平右衛門其外

御玄関より上り相控居候処、追而

寅次郎御評席江被召出、寺社

御奉行松平伯耆守様・大御目付

久貝因幡守殿・御勘定奉行町

御奉行兼池田播磨守殿・町

御奉行石谷因幡守殿・御目付

〔66〕

松平久之丞殿御出席之上、種々

御尋有之候由二而、其後御徒目付

朝岡清左衛門其外町与力等出会、

寅次郎事御吟味中揚り屋入

被仰付候間、其旨存し

主人江可申聞、且引備於途中二

不作法無之様可取計旨、右清左衛門

申聞候付、昼九ツ時過一同罷歸

申候、左候而右御吟味中揚り屋入

被仰付候段、御用番之御老中様

御掛り松平和泉守様江も御届

被仰付候、此後追々御吟味可被仰

付候得共、最早益ニ差掛引続

御法事差向儀二付、当分御裁許

相運申間敷候、何卒手広不立

至相濟候様希所御座候、追々

様子も相聞候得ハ、可得御意候、其内

右之趣為御承知如此御座候、

恐惶謹言

七月十二日 益 弾正

尚々寅次郎一同被差登候

御中間頭其外被差置候得共

追々出足被差下候間、左様

御承知可被成候、以上

毛 筑前様

毛 出雲様

毛 伊勢様

毛 隱岐様

根 主馬様

浦 靱負様

益 伊豆様

御面書之趣委曲令承知候

寅次郎事、先月九日御評

定所被召出、御吟味中揚り屋

入被仰付候由、何とそ手広不

立至早々御裁許ニ相成候へ

かしと存候、以上

八月

尚々御端書之趣をも

令承知候、以上

○

一筆致啓達候、杉百合之助育

吉田寅次郎事、町御奉行石谷

因幡守殿より評定所江今日御呼出、

召連人其外御沙汰相成、公儀人

井上平右衛門同道二而被差出候処、御徒

【68】

八月 国元加判衆  
連署返書  
\*67の裏書

【69】

七月九日 御用所中連署  
書状(寅次郎  
吟味の様子に  
つき)

目付差図を以、寅次郎儀者公事

門より入、召連人より与力江引渡、平右衛門より

其外御玄関より上り控居、無間寅次郎

御評席江被召出、寺社御奉行松平

伯耆守様・大御目付久貝因幡守殿・

.....

御勘定奉行町御奉行兼池田

播磨守殿・町御奉行石谷殿・御目付

松平久之丞殿御出席、種々御尋有之

候趣二而、其後御徒目付朝岡清左衛門

其外町与力等出会、寅次郎事御

吟味中揚り屋入被仰付候段、清左衛門より

申聞候付、平右衛門其外一同罷帰候段、

公儀人中より届出候、右二付一两日之内、直

横目小七郎江一人相添、飛脚として

被差返、其節御当役方江弾正殿より

委曲可被仰越候得共、一先前段之趣

各様迄申進候様、弾正殿被申付候間、

靱負殿江被仰上候様被申付候付、靱負殿江

被仰上候様ニと存候、恐惶謹言

七月九日

周布政之助

藤井庄兵衛

兼重讓藏

内藤万里助

井上与四郎

尚々寅次郎御吟味之趣者何事

.....

二候哉相聞不申候、何ぞ取留候儀承及

候ハ、後便可申進候、以上

前田孫右衛門様

渡辺伊兵衛様

中村道太郎様

御面書御端書旁委曲致承知、

靱負殿申進候、以上

八月十八日

○

一筆致啓達候、然者吉田

寅次郎事并付添之一達、

過ル十一日伏見着、同十二日彼駅

出足、聊相替儀無之順々

旅行、大井川無滞渡川、

同十九日駿州藤枝之駅着

其後差障無之候ハ、来ル廿五日

着府之由、藤枝之駅より飛脚

を以申越候、依之今日一応之

御届被差出候、着府之上

.....

〔70〕  
八月十八日  
当職所中連  
署返書  
\*69の奉書

〔71〕  
六月二十三日  
御用所中連  
署書状(寅  
次郎江戸到  
着につき)

公辺より何分御差図有之候迄者、

桜田御屋敷明キ固屋板囲ひ

鎖前付ニシテ被入置、御用方役人

中并御預所役人打廻しニシテ、

昼夜共式人宛御中間之者付添、

無緩詰番被仰付候段、御手当

被仰付置候、委細追々可得御意

候得共、靱負殿御案しも

可有之ニ付、右之趣各様迄

得御意候様、弾正殿被申付如是

御座候、恐惶謹言

六月廿三日

④ 当役権筆也  
藤井庄兵衛

兼重讓蔵

周布政之助

内藤万里助

井上与四郎

前田孫右衛門様

渡辺伊兵衛様

中村道太郎様

.....

〔72〕

七月十三日

当職所中連

置返書

\*71の裏書

御面書之通致承知、靱負殿江

申達候、以上

七月廿三日

○

〔73〕  
七月十二日

御用所中連署  
書状(寅次郎  
吟味の様子に  
つき)

一筆致啓達候、吉田寅次郎事、

過ル九日評定所被召出、御吟味

中揚り屋入被仰付候段ハ、同日

飛脚被差立候付、不取敢各様迄

都合之趣得御意疾御承知

候而、御当役方江も被仰上候半と

存候、右之趣、弾正殿より御当役方江

御知せ為可被仰越、先達而寅次郎江

付添被差登候直横目小七郎

.....

外二耆人今日出足、道中差急キ

被差返候、委細御状ニ相見候付

不具候、何分手広ニ不相成

無難相済候へかすと祈所御座候、

猶趣も御座候得ハ追而可得

御意候、恐惶謹言

七月十二日

藤井庄兵衛

兼重讓蔵

周布政之助

内藤万里助

井上与四郎

尚々右御尋之趣且御答之

次第内々聞繕仕候得共、御場所

柄之儀旁一向様子不相聞、

公儀人衆おゐても無疎手筋

を以極密聞繕候得共、右御席  
之儀ハ別而嚴重之儀故、容易ニハ  
難相知義と相見候、旁御承知

(16)

被置、御当役方江も被仰上候様

ニと存候、以上

前田孫右衛門様

渡辺伊兵衛様

中村道太郎様

御面書之通御端書旁

致承知、御当役方申達候

以上

八月十一日

○

一筆致啓達候、此度吉田

寅次郎江被差添帰役にして

江戸被差登候御中間之者、

根役有之部ハ其役所々々

間筋も可有之候付、御国被差下、

根役無之者之儀ハ、爰ニ当節

至而御無人御用繁旁御間合

兼候付、当分被差留候間、右様

御承知、遠近方江も御沙汰相成

(17)

候様ニと存候、此段可得御意由  
弾正殿被申付如斯御座候、恐惶  
謹言

七月九日

北条瀬兵衛

内藤万里助

井上与四郎

尚々中島九郎兵衛其外江

別紙之通被就御気候、

此段為御心得写し差越

申候、以上

前田孫右衛門様

御面書之通別紙旁

致承知、靱負殿申達致

其沙汰候、以上

八月十一日

○

一銀百弍拾目

中島九郎兵衛

一同百目充

梶山文右衛門

守永作之允

右吉田寅次郎江被差添、江戸

被差登、何角不容易心配

〔74〕  
八月十一日  
当職所中連  
署返書  
\*73の裏書

〔75〕  
七月九日  
御用所中連署  
書状(寅次郎  
護送付添人江  
戸滞留の性

〔76〕  
八月十一日  
当職手元役  
前田孫右衛  
門返書  
\*75の裏書

〔77〕  
吉田寅次郎  
差添人褒賞  
下賜状

遂苦勞二付、前書之通  
被就御氣候事

○

【78】  
吉田寅次郎  
差添人褒賞  
下賜状

一同五拾目充

直横目

老人

大肝煎

老人

大到来方手子より

道中銀払手子

老人

一同三拾目充

番人

其外

右同断、骨折二付被遣候事

○

覚

沢田孫七組

直横目

小七郎

来栖源兵衛組

十郎左衛門

右吉田寅次郎江被差添爰元

被差登置候処、御用有之、今日

出足、早飛脚ニシテ被差下候、且又

○

同人江差添被差登候御中間

之者、爰元御用繁二付根役無之者

【79】  
七月十二日  
御用所中連署  
御用状(吉田  
寅次郎付添人  
掃部の性)

之儀ハ当分被差留候段、先書

得御意候処、御用相済候付、近々

出足被差下候間、彼是之趣

御承知、遠近方江も可被成御沙汰候、以上

七月十二日

北条瀬兵衛

内藤万里助

井上与四郎

前田孫右衛門様

【80】  
八月十二日

当職手元役  
前田孫右衛  
門返書

\*79の裏書

御面書之通致承知、直横目

小七郎其外、先月廿七日無

異儀致到着、遠近方江も致

其沙汰候、以上

八月十一日

○

覚

一 振薬 拾八貼

一 同風薬 拾貼

一 煎薬 拾貳貼

一 枇杷葉湯 六拾貳貼

一 散薬 貳拾九貼

一 附薬 四貼

一 水薬 壹瓶

【81】  
八月  
覚(吉田寅次  
郎江護送の  
節、薬数の性)

一龍胆越畿斯 壹錫

〆百三拾五貼

外二

水菓

龍胆エキス

右杉百合之助育吉田寅次郎事、於

公儀御吟味筋有之、江戸表連出被仰付候

節、道中被差添候二付、寅次郎其外

一達中江相用候葉貼數前書之通

二御座候、以上

八月 尾崎良度

右未十二月廿八日、兩人所筆者近野虎之進江渡之

○

覚

一金五兩

榎村半九郎印

中島九郎兵衛組

一同四兩宛

作之允江当ル分、未十二月十日、吉田右一郎より直渡

梶山文右衛門印

守永作之允

一同式兩宛

銀松手子江当ル分

守永作之允取

十二月十日也

直横目

小七郎印

大肝煎

老人

(22)

宮原組彦十郎江印

大到来方手子より

道中銀松手子

老人

一同壹兩式歩宛

番人手付共

拾八人

宮原組彦十郎江印

一同壹兩宛

大到来方小使江当ル分

守永作之允取

十二月十日也

十一月十日

以上、式包

老人

宮原組

勝之助印

右杉百合之助育吉田寅次郎、

江戸連出被仰付候節、付添

其外として被差登候処、永之道中

時分柄旁内証迷惑筋も

有之、内歎申出無余儀趣二相聞

候付、前書之通用心金之内を以

借銀之姿にして御内々可被就

御気哉

一金五兩

直横目

小七郎印

(23)

右同段二付越候処、道中筋

寅次郎取扱方二付而ハ不容易

心遣、寅次郎心底相移り相

内密申出、骨折二而別段

御内々同断

一伺書有之候事

○

【83】  
四月二十一日  
御用所中連署  
書状(寅次郎  
江戸呼出な  
らびに国元様  
子懸念の事)

一筆致啓達候、吉田寅次郎事、

御唸味(吟味)之筋有之、爰許呼登せ

被仰付候段、町御奉行所より御沙汰

相成候、此一条最前より御内用先之

御気旁大二心二関し居候付、追々

及心配候処、終二此期二立至、苦々敷

事二候、寅次郎気分相之段も申

立相成居候得共、孰之道呼登之処者

難遁候付、別紙彈正殿より取負殿江

被仰越候趣被成御承知、精々御

配意申も疎二候、委細之義ハ長井

雅楽・小倉源五右衛門等江被仰合候間、

右面々帰着之上、篤と被仰合候様

ニと存候、此趣相発し候ハ、定而俗論

紛擾、又々御政事之御手支りニも可相

成哉、猶又寅次郎門生其外同志

之輩、種々之議論沸騰可仕、旁

之趣於彈正殿も被致懸念候付、何

分其御地人氣鎮静之御処

置第一二存候、寅次郎事も兼而之

氣質故、御しらへ場所罷出候ハ、激

論を発し可申候処、右ハ彼者一身

之持論ニて全く御国政ニ関係仕居候

事柄二ハ無之候間、其筋能々相弁へ

居、此余御手煩差発不申様仕らせ度

候処、是又何とそ諭方之御手段

可有之哉、御熟考所祈候、何も雅楽

其外被仰合候様ニと存候、余ハ追々可得

御意候、恐惶謹言

四月廿一日 内藤万里助

周布政之助

井上与四郎

前田孫右衛門様 印封

御面書致拜見候、吉田寅次郎事

公儀御唸味(吟味)筋有之、呼登せ之御沙

汰相成候被仰越、猶長井雅楽・小倉

源五右衛門よりも委曲致承知、陳々苦々

布事ニ御座候、就而者各様不容易御

苦心之段致御察候、右之趣相発し候ハ、

俗論紛起、猶寅次郎同志輩之

議論も彼是可令沸騰段、彈正殿

御案有之候付、人氣鎮静之処置

肝要之段縷々被仰越、委細致承

知候、同志輩共彼是少々之愁訴

歎願ハ有之候得共、篤と及教諭夫々

【84】  
五月二十四日  
当職手元役  
前田孫右衛  
門返書  
\*83の書

御面書致拜見候、吉田寅次郎事

公儀御唸味(吟味)筋有之、呼登せ之御沙

汰相成候被仰越、猶長井雅楽・小倉

源五右衛門よりも委曲致承知、陳々苦々

布事ニ御座候、就而者各様不容易御

苦心之段致御察候、右之趣相発し候ハ、

俗論紛起、猶寅次郎同志輩之

議論も彼是可令沸騰段、彈正殿

御案有之候付、人氣鎮静之処置

肝要之段縷々被仰越、委細致承

知候、同志輩共彼是少々之愁訴

歎願ハ有之候得共、篤と及教諭夫々

納得仕らせ申候、世上俗論も少々ハ再

発之気味有之候得共、是以御手

障りニ相成候程之事ニテハ無御座候、

猶又寅次落着筋之義〔86〕雅楽より

松島剛蔵計を以真之密々及尋問

〔87〕  
せ候処至極心得宜敷、御取り調らへ之

節、応答之旨趣書相調差出候付、

雅楽より御地差越候由、疾く可被成御

承知と存候、只今之様子ニテハ世上人

氣を初、強而御案ニ相成候程之事ハ

無之哉ニ相見申候、兎角之内明日者

可致出足候間、左候ハ、自然と人氣も可

致鎮静と存候、旁之趣可及御答

由、鞞負殿被申付如此ニ御座候、以上

五月廿四日

前田孫右衛門

猶以寅次参着之義ハ孰隙取

可申候、其内御案も可有御座哉ニ付

不取敢今日より飛脚差立、荒都

合之趣得御意候、以上

井上与四郎様

内藤万里助様

印封

周布政之助様

〔88〕

〔85〕

四月二十五日

内藤万里助追

啓(寅次郎呼

出の仕

\* 83 の裏書

追啓

〔マ〕

本文寅次一件ハ此内長井雅楽被差

帰候節、委曲得御意候処、若此飛

脚雅楽帰着以前ニ参着仕候者、

此事柄ハ真之御自分様御承知

のミニテ一行他より洩れ不申様御含置申

も疎候、以上

四月廿五日

(當職手元役前田)

孫右衛門様

(當役手元役内藤)

万里助

御面書之通致承知候、此御状雅楽

一同致到着候、以上

五月廿四日

孫右衛門

万里助様

○

一筆致啓達候、過ル廿七日、町御奉行

石谷因幡守殿より評定所江公儀

人之内一人御呼出有之、小幡彦七

罷出候処、松平伯耆守様・久貝

因幡守殿・池田播磨守殿・石谷殿・

松平久之丞殿御列席二而、杉百合之助江

御引渡於在所ニ蟄居被仰付置候

浪人吉田寅次郎事、御吟味中

揚り屋入被仰付置候処、一件御裁許

落着之上死罪被仰付候段、御達有之候、

.....

委細之儀者弾正殿より御当役江追而

可被申越候得共、浪人者之儀二付

殿様御挨拶ニも不被及、一向無御

別条相濟候間、旁之趣靱負殿江

被仰上、靱負殿より御序之節

若殿様江も被及

御内聞御当役方江も御噂被成置

候様、各様迄可申遣由、弾正殿被申付

如此御座候、恐惶謹言

十月廿九日

周布政之助

藤井庄兵衛

兼重讓蔵

内藤万里助

井上与四郎

前田孫右衛門様

宍戸九郎兵衛様

渡辺伊兵衛様

中村道太郎様

【88】  
十月十七日  
御面書之趣、委曲致承知、靱負殿

.....  
申達候処、早速

若殿様江被及

御内聞ニ、御当役方江も御噂相成

申候、以上

十二月十七日

(終)